

奈良市公報

第111号

令和6年1月4日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件名	主管
12	13	61	奈良市公報号外第26号に掲載	保健衛生課
12	13	62	奈良市公報号外第26号に掲載	保健衛生課

告 示

月	日	番号	件名	主管
12	1	517	財政状況の公表	財政課
12	1	518	公営企業の業務状況の公表	財政課
12	1	519	指定納付受託者の指定	納税課
12	1	520	差押調書の公示送達	滞納整理課
12	4	521	奈良市公報号外第26号に掲載	公園緑地課
12	4	522	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
12	4	523	介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可	介護福祉課
12	5	524	奈良市建設工事等入札参加の資格等に関する要領	契約課
12	5	525	入札参加資格審査の申請の期間の決定	契約課
12	5	526	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
12	5	527	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
12	5	528	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
12	6	529	奈良市公報号外第26号に掲載	地域教育課
12	7	530	放置自転車等の保管	環境政策課
12	7	531	放置自転車等の保管	環境政策課
12	7	532	地縁による団体の認可	地域づくり推進課
12	7	533	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12	7	534	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12	7	535	事業計画のある道路の指定	建築指導課
12	8	536	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定	障がい福祉課

12	8	537	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
12	8	538	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
12	8	539	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者等の廃止	障がい福祉課
12	8	540	障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
12	12	541	奈良農業振興地域整備計画の変更案の公衆縦覧	農政課
12	12	542	住居番号の設定	市民課
12	12	543	なら工芸館の臨時休館	産業政策課
12	13	544	道路の区域変更	土木管理課
12	13	545	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12	13	546	観光案内所の臨時休館	観光戦略課
12	14	547	放置自転車等の保管	環境政策課
12	15	548	収納事務の委託	総合政策課
12	15	549	指定納付受託者の指定	総合政策課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
12	1	64	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
12	1	65	農業集落排水事業の供用及び汚水の処理の開始	下水道事業課
12	11	66	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
12	14	67	奈良市企業局建設工事等入札参加の資格等に関する要領	企業総務課
12	14	68	入札参加資格審査の申請の期間の決定	企業総務課
消 防				
月	日	番号	件 名	主 管
12	4	2	奈良市火災予防条例第54条の2第1項に規定する指定催しの指定	総務課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
12	13	19	臨時教育委員会の開催	教育政策課
12	15	20	定例教育委員会の開催	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
12	1	29	選挙権を有する者の50分の1の数等	

告

示

奈良市告示第517号

奈良市財政状況の公表に関する条例（昭和61年奈良市条例第2号）の規定により、令和5年9月30日現在の本市の財政状況及び令和4年度の決算の状況を次のとおり公表する。

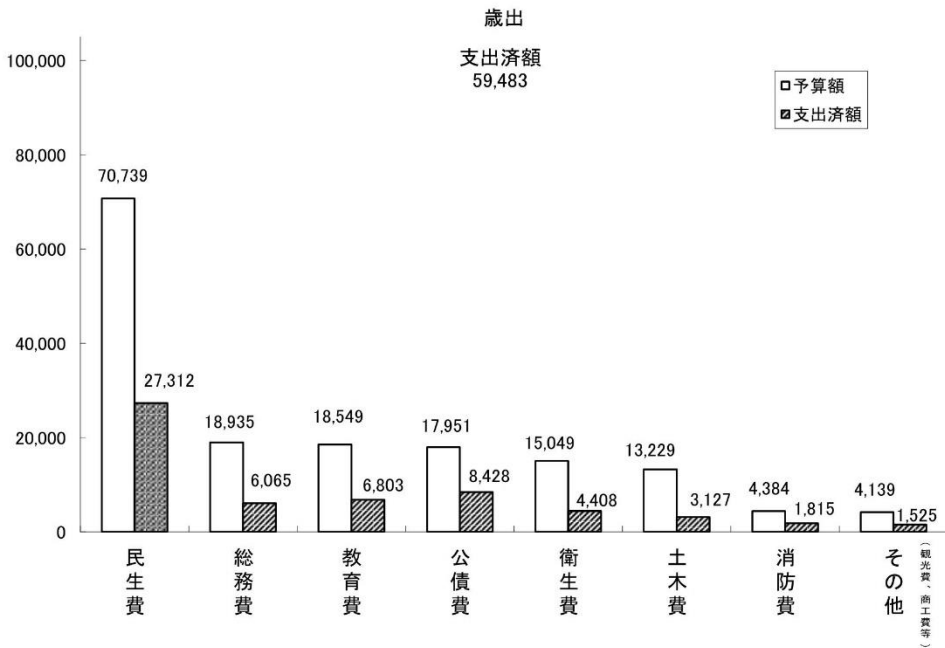
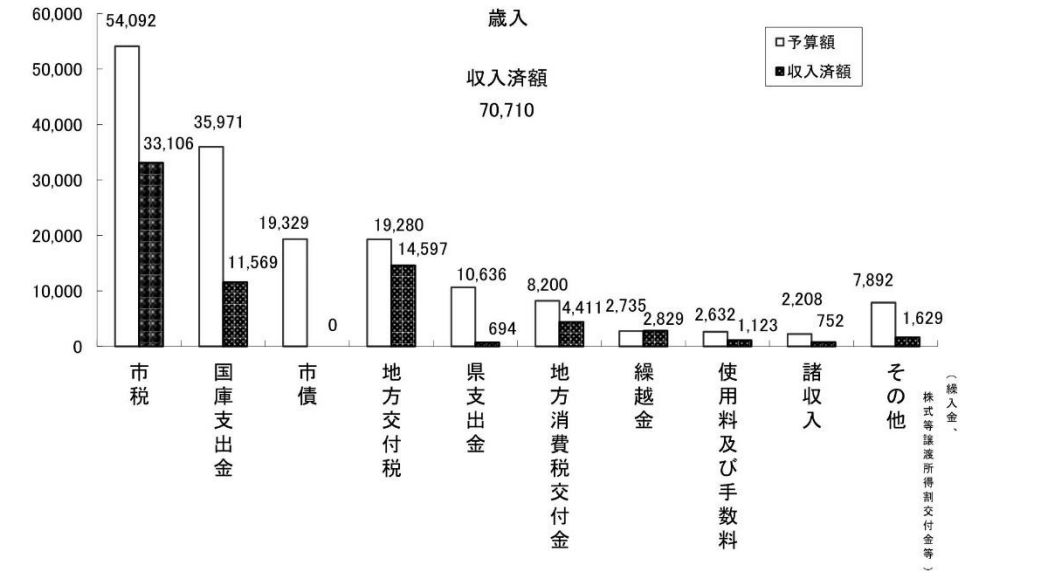
令和5年12月1日

奈良市長 仲川元庸

1. 令和5年度 一般会計予算執行の状況

予算額 162,975 百万円

[令和5年9月30日現在]
(単位:百万円)



2. 令和5年度 特別会計予算執行の状況

[令和5年9月30日現在]

(単位:百万円)

会 計	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額
住宅新築資金等貸付金特別会計	8	12	7
国民健康保険特別会計	37,332	14,517	14,158
土地区画整理事業特別会計	1,441	84	363
介護保険特別会計	36,117	14,786	14,598
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	72	86	29
後期高齢者医療特別会計	7,990	2,776	2,582

3. 令和5年度 公営企業会計予算執行の状況

[令和5年9月30日現在]

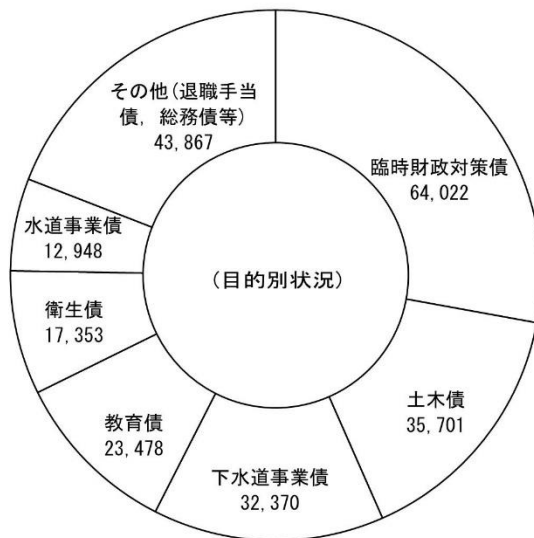
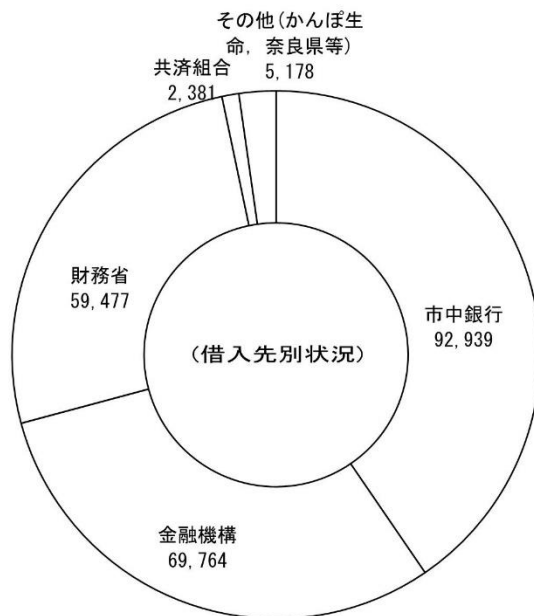
(単位:百万円)

会 計	項 目	収益的収支		資本的収支	
		収 入	支 出	収 入	支 出
病院事業会計	予算額	2,103	2,162	184	184
	実績額	571	558	91	91
水道事業会計	予算額	9,364	9,253	2,335	5,376
	実績額	4,633	3,495	171	1,391
下水道事業会計	予算額	8,731	8,542	2,319	4,467
	実績額	4,251	3,781	238	1,971

4. 市債の現在高

[令和5年9月30日現在]
(単位：百万円)

229,739 百万円



5. 一時借入金の状況

[令和5年9月30日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

6. 長期借入金の状況

[令和5年9月30日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

7. 市有財産の状況

[令和5年9月30日現在]

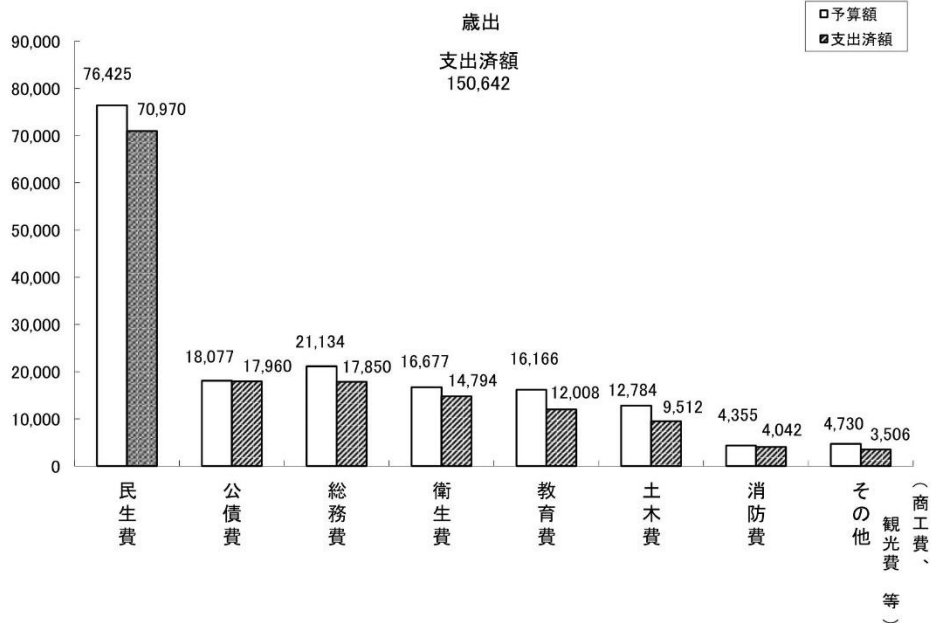
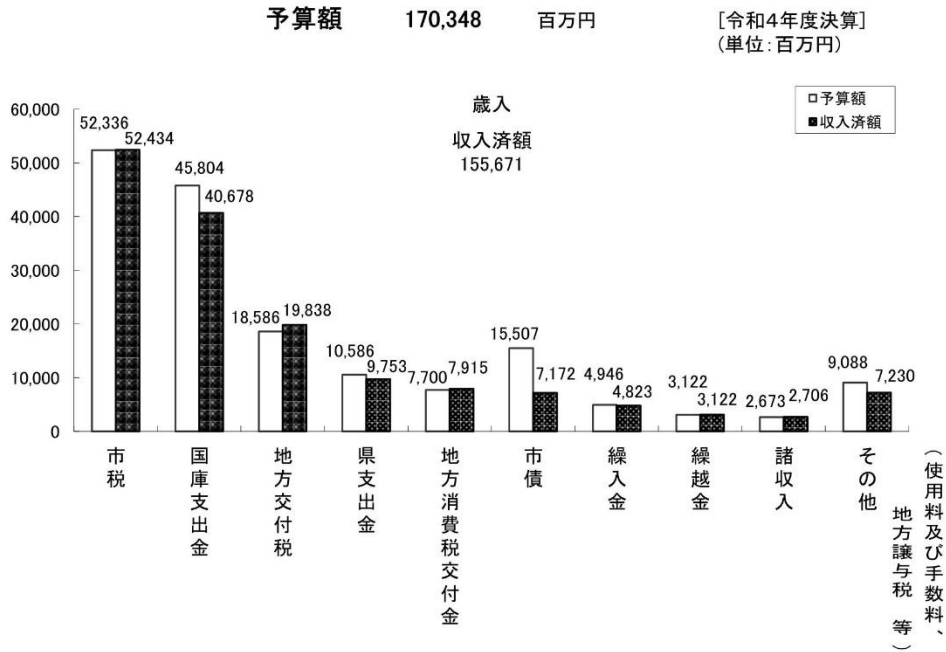
土地	7,273 千㎡
建物	1,121 千㎡
有価証券、出資による権利及び債権	1,359 百万円
基金	16,946 百万円

8. 人口等

[令和5年9月30日現在]

人口	350,034 人
世帯数	167,889 世帯
面積	277 Km ²

1. 令和4年度 一般会計決算の状況



2. 令和4年度 特別会計決算の状況

[令和4年度決算]

(単位:百万円)

会計	予算額	収入済額	支出済額
住宅新築資金等貸付金特別会計	8	17	7
国民健康保険特別会計	37,019	35,868	35,813
土地区画整理事業特別会計	1,320	1,024	972
介護保険特別会計	35,399	35,169	34,285
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	41	88	14
後期高齢者医療特別会計	7,870	7,461	7,440

3. 令和4年度 公営企業会計決算の状況

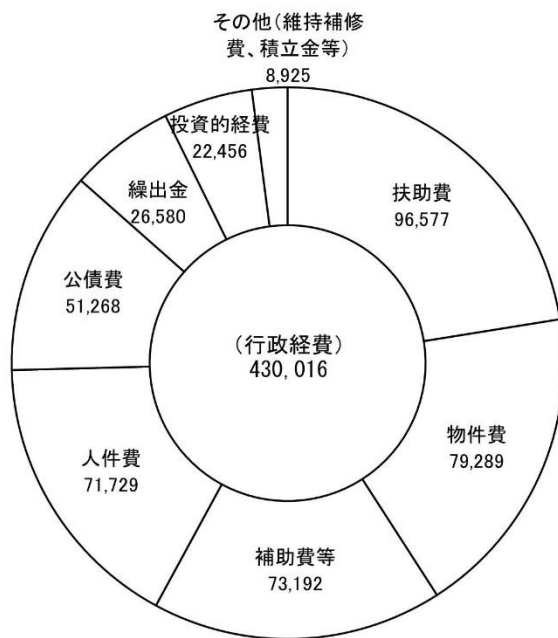
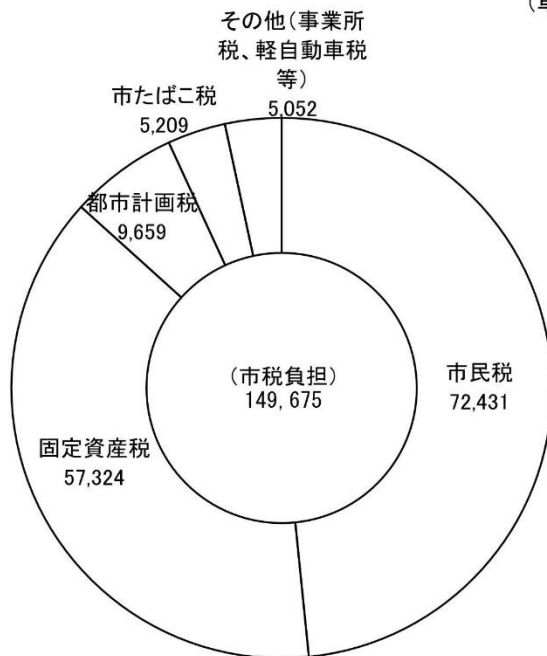
[令和4年度決算]

(単位:百万円)

会計	項目	収益的収支		資本的収支	
		収入	支出	収入	支出
病院事業会計	予算額	2,523	2,588	184	184
	実績額	1,823	1,886	184	184
水道事業会計	予算額	9,520	9,144	3,033	5,854
	実績額	9,395	8,471	1,472	3,159
下水道事業会計	予算額	8,698	8,364	3,068	5,122
	実績額	8,608	7,881	2,393	4,428

4. 市民1人当たりの状況（一般会計）

[令和4年度決算]
(単位：円)



(令和5年12月1日揭示済)

奈良市告示第518号

地方公営企業法（昭和27年法律191号）第40条の2第1条の規定により、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

令和5年12月1日

奈良市長 仲川元庸

令和5年度上半期 奈良市病院事業 報告書
(令和5年4月1日～令和5年9月30日)

1. 事業の概況

令和5年度上半期の病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から19年10箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療機能については、年度当初に医師を増員し、診療体制の強化を図りました。

業務量につきましては、入院延べ患者数51,525人、外来延べ患者数94,488人、合計146,013人となりました。

収益的収支の状況であります。収入総額は571,082,545円となっております。一方、支出総額は557,803,023円となっております。

次に、資本的収支の状況であります。収入総額は91,292,793円となっております。一方、支出総額は91,169,013円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っています。

課程は3年の医療専門課程、学生の定員は1学年40名、合計120名で、令和5年4月に第11期として40名の学生が入学し、令和5年9月末における学生数は第1学年39名、第2学年39名、第3学年39名の合計117名となりました。看護専門職として社会に貢献できる人材となるため、看護師としての知識及び技術を学びます。

2. 議会議決事項

令和5年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)(令和5年9月27日議決)

3. 職員に関する事項

医療政策課	職員数 5人
-------	-----------

(令和5年9月30日現在)

4. 業務に関する事項

(1)入院患者数

稼働日数	4月 30	5月 31	6月 30	7月 31	8月 31	9月 30	合計 183	1日平均	構成比率
内科							0	0.0	0.0%
呼吸器内科	490	506	341	434	467	400	2,638	14.4	5.1%
消化器内科	811	781	879	873	1,130	1,036	5,510	30.1	10.7%
循環器内科	591	448	612	684	661	529	3,525	19.3	6.8%
脳神経内科	264	329	202	370	328	409	1,902	10.4	3.7%
血液・腫瘍内科	539	433	352	384	386	461	2,555	14.0	5.0%
心療内科							0	0.0	0.0%
糖尿病・内分泌内科							0	0.0	0.0%
腎臓内科	199	205	143	142	148	161	998	5.5	1.9%
リウマチ・膠原病内科	15	0	3	27	16	12	73	0.3	0.1%
(感染制御内科)	18	70	19	36	29	31	203	1.1	0.4%
呼吸器外科	79	28	57	33	55	62	314	1.7	0.6%
外科・消化器外科	657	819	855	1,096	774	816	5,017	27.4	9.7%
脳神経外科	611	571	497	487	555	438	3,159	17.3	6.1%
乳腺外科	240	238	143	208	263	361	1,453	7.9	2.8%
整形外科	1,398	1,147	1,150	1,121	1,314	1,226	7,356	40.2	14.3%
形成外科	195	196	224	177	102	78	972	5.3	1.9%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	224	369	393	285	323	283	1,877	10.3	3.6%
皮膚科	161	110	65	153	138	64	691	3.8	1.3%
泌尿器科	229	233	295	197	208	267	1,429	7.8	2.8%
産婦人科	399	347	458	437	459	420	2,520	13.8	4.9%
眼科	246	200	228	184	217	224	1,299	7.1	2.6%
耳鼻いんこう科	124	116	121	156	162	163	842	4.6	1.7%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	24	0	17	1	16	19	77	0.4	0.2%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)							0	0.0	0.0%
歯科							0	0.0	0.0%
(総合診療科)	1,054	1,226	1,184	1,129	1,234	1,288	7,115	38.9	13.8%
合計	8,568	8,372	8,238	8,614	8,985	8,748	51,525	281.6	100.0%

※()は院内標榜科

(2) 外来患者数

稼働日数	4月 24	5月 24	6月 26	7月 25	8月 26	9月 24	合計 149	1日平均	構成比率
内科							0	0.0	0.0%
呼吸器内科	586	605	637	603	612	631	3,674	24.7	3.9%
消化器内科	1,577	1,616	1,702	1,505	1,753	1,647	9,800	65.8	10.4%
循環器内科	1,003	1,032	1,026	977	1,098	1,005	6,141	41.2	6.5%
脳神経内科	803	801	825	828	780	783	4,820	32.3	5.1%
血液・腫瘍内科	230	271	311	288	316	344	1,760	11.8	1.8%
心療内科	2	5	3	2	5	3	20	0.1	0.0%
糖尿病・内分泌内科	452	392	450	424	457	442	2,617	17.5	2.8%
腎臓内科	389	384	378	405	435	368	2,359	15.8	2.5%
リウマチ・膠原病内科	276	272	289	299	271	288	1,695	11.4	1.8%
(感染制御内科)	79	48	41	65	43	39	315	2.1	0.3%
呼吸器外科	63	60	55	68	66	70	382	2.5	0.4%
外科・消化器外科	664	658	708	682	675	652	4,039	27.1	4.2%
脳神経外科	358	367	339	344	349	336	2,093	14.0	2.2%
乳腺外科	859	816	952	898	847	947	5,319	35.7	5.6%
整形外科	1,610	1,720	1,790	1,693	1,760	1,607	10,180	68.4	10.8%
形成外科	590	664	668	621	626	625	3,794	25.5	4.0%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	532	603	687	681	664	601	3,768	25.3	4.0%
皮膚科	914	967	941	897	946	878	5,543	37.2	5.9%
泌尿器科	629	617	678	625	594	593	3,736	25.1	4.0%
産婦人科	992	953	1,088	977	1,016	1,098	6,124	41.1	6.5%
眼科	794	767	823	794	818	794	4,790	32.1	5.1%
耳鼻いんこう科	706	624	736	748	718	695	4,227	28.4	4.5%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	297	446	436	310	261	233	1,983	13.3	2.1%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)	2	3	2	2	4	2	15	0.1	0.0%
歯科	45	31	39	31	42	29	217	1.5	0.2%
(総合診療科)	717	793	845	868	1,032	822	5,077	34.1	5.4%
合計	15,169	15,515	16,449	15,635	16,188	15,532	94,488	634.1	100.0%

※()は院内標榜科

(3) 事業収支に関する事項

収入

科 目	令和5年度上半期 (円)	令和4年度上半期 (円)	比 較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業収益	571,082,545	511,832,884	59,249,661	111.6
1 医業収益	58,625,000	58,625,000	0	100.0
2 医業外収益	416,327,745	346,716,090	69,611,655	120.1
3 看護師養成事業収益	96,129,800	103,546,800	△ 7,417,000	92.8
4 特別利益	0	2,944,994	△ 2,944,994	皆減

支出

科 目	令和5年度上半期 (円)	令和4年度上半期 (円)	比 較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業費用	557,803,023	488,550,961	69,252,062	114.2
1 医業費用	471,637,459	394,806,594	76,830,865	119.5
2 医業外費用	2,018,302	233,162	1,785,140	865.6
3 看護師養成事業費用	83,890,462	93,091,105	△ 9,200,643	90.1
4 特別損失	256,800	420,100	△ 163,300	61.1
5 予備費	0	0	0	-

5 経理の状況

(1) 上半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科 目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業収益	2,103,266,000	571,082,545	571,082,545	1,532,183,455
1 医業収益	58,625,000	58,625,000	58,625,000	0
2 医業外収益	1,872,677,000	416,327,745	416,327,745	1,456,349,255
3 看護師養成事業収益	127,024,000	96,129,800	96,129,800	30,894,200
4 特別利益	44,940,000	0	0	44,940,000

支出

科 目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業費用	2,161,740,000	557,803,023	557,803,023	1,603,936,977
1 医業費用	1,983,407,000	471,637,459	471,637,459	1,511,769,541
2 医業外費用	3,988,000	2,018,302	2,018,302	1,969,698
3 看護師養成事業費用	127,205,000	83,890,462	83,890,462	43,314,538
4 特別損失	45,640,000	256,800	256,800	45,383,200
5 予備費	1,500,000	0	0	1,500,000

(イ) 資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的収入	184,400,000	91,292,793	91,292,793	93,107,207
1 補助金	1,482,000	741,000	741,000	741,000
2 負担金	182,918,000	90,551,793	90,551,793	92,366,207

支出

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的支出	184,400,000	91,169,013	91,169,013	93,230,987
1 建設改良費	1,482,000	617,220	617,220	864,780
2 企業債償還金	182,918,000	90,551,793	90,551,793	92,366,207

(2) 令和5年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

用途内訳	病院事業(円)	
発行総額	4,555,600,000	
償還高	上半期償還高	90,551,793
	償還高累計	1,031,662,376
未償還残高	3,523,937,624	

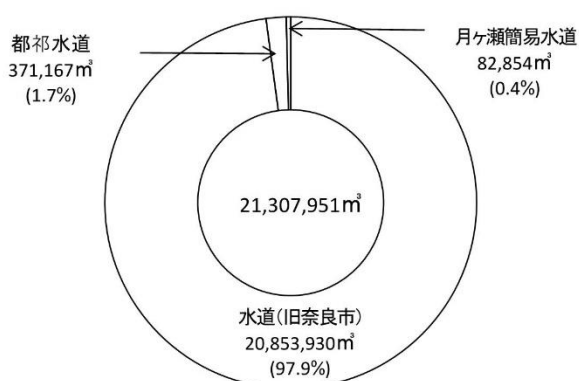
令和5年度上半期奈良市水道事業説明書
(令和5年4月1日～令和5年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区 分	令和5年度上半期	令和4年度上半期	増 減	伸び率
給 水 人 口	348,851人	350,926人	△ 2,075人	△0.59%
給 水 戸 数	178,336戸	177,588戸	748戸	0.42%
給 水 量	21,307,951 ^m ³	21,704,522 ^m ³	△ 396,571 ^m ³	△1.83%
1 日 最 大 給 水 量	121,886 ^m ³	125,704 ^m ³	△ 3,818 ^m ³	△3.04%
1 日 平 均 給 水 量	115,804 ^m ³	117,959 ^m ³	△ 2,155 ^m ³	△1.83%
1 人 1 日 最 大 給 水 量	349ℓ	358ℓ	△ 9ℓ	△2.51%
1 人 1 日 平 均 給 水 量	332ℓ	336ℓ	△ 4ℓ	△1.19%

(2) 事業別給水量



(3) 投資的事業について

奈良市水道事業中長期計画等に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。

ア. 施設の更新

浄水関係の老朽化した施設の更新として、平城西配水池低圧盤更新工事他3件を施行しました。
現在、奈良市奈良阪町地内他76箇所緑ヶ丘浄水場中央監視制御システム更新工事他10件を施行中です。

イ. 配水管の更新

老朽化した配水管を更新するため、奈良市西登美ヶ丘一丁目～西登美ヶ丘二丁目地内他1箇所口径150～50耗配水管改良工事他6件(4,009m)を施行し、出水不良解消及び安定給水を図りました。
現在、奈良市西登美ヶ丘一丁目～西登美ヶ丘三丁目地内口径150～100耗配水管改良工事他4件を施行中です。

ウ. 東部地域水道施設再整備事業

東部地域(旧簡易水道区域含む)における施設の老朽化、施設規模の妥当性等の懸念解消を目的とした東部地域水道施設再整備計画に基づき、奈良市月ヶ瀬尾山～月ヶ瀬石内地内口径150～75耗配水管改良工事他3件(3,370m)を施行しました。
現在、奈良市針町・小倉町地内口径200～100耗配水管布設工事他2件を施行中です。

2. 財政の状況

水道料金収入は予算に対し減収となる見込みですが、業務の改善や経費の節減により、収益的収支は黒字決算となる見込みです。確保した利益は、今後も増加する老朽施設の更新財源として活用することで、計画的な建設改良事業の施行に努め、安心して安全な水道を供給してまいります。

(1) 損益計算書(税抜)

営業費用	3,284,903,285円	→		←	営業収益	3,470,459,263円
営業外費用	81,462,000円	→		←	営業外収益	797,922,612円
特別損失	4,569,750円	→		←	特別利益	4,854,989円
純利益	902,301,829円	→		←		

(2) 貸借対照表

【資産の部 80,862,546,172円】				【負債の部 42,352,206,453円】
固定資産 71,331,446,878円	【資産】	【負債】	←	固定負債 13,667,458,328円
有形固定資産 53,778,736,283円			←	流動負債 1,666,466,351円
無形固定資産 17,549,535,595円			←	繰延収益 27,018,281,774円
投資 3,175,000円				【資本の部 38,510,339,719円】
流動資産 9,531,099,294円		←	資本金 15,982,951,219円	
		【資本】	←	剰余金 22,527,388,500円

3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業収益	9,364,000,000	4,632,796,052	4,632,796,052	4,731,203,948
1 営業収益	7,652,101,000	3,816,877,868	3,816,877,868	3,835,223,132
2 営業外収益	1,711,862,000	811,060,288	811,060,288	900,801,712
3 特別利益	37,000	4,857,896	4,857,896	△ 4,820,896

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業費用	9,253,000,000	3,495,269,655	3,495,269,655	5,757,730,345
1 営業費用	8,793,018,000	3,408,785,900	3,408,785,900	5,384,232,100
2 営業外費用	443,414,000	81,462,000	81,462,000	361,952,000
3 特別損失	6,568,000	5,021,755	5,021,755	1,546,245
4 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(イ)資本的収入及び支出
収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	2,334,701,000	170,822,620	170,822,620	2,163,878,380
1 企業債	1,674,600,000	0	0	1,674,600,000
2 固定資産売却代金	102,000	0	0	102,000
3 補助金	157,632,000	0	0	157,632,000
4 負担金	223,587,000	4,254,900	4,254,900	219,332,100
5 分担金	278,780,000	166,567,720	166,567,720	112,212,280

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	5,375,584,000	1,390,975,661	1,390,975,661	3,984,608,339
1 建設改良費	4,225,262,000	830,540,944	830,540,944	3,394,721,056
2 固定資産取得費	22,375,000	4,180,000	4,180,000	18,195,000
3 企業債償還金	1,117,947,000	556,254,717	556,254,717	561,692,283
4 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(2) 令和5年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	水道事業(円)	
発行総額	27,612,000,000	
償還高	上半期償還高	556,254,717
	償還高累計	14,664,381,701
未償還残高	12,947,618,299	

令和5年度上半期奈良市下水道事業説明書

(令和5年4月1日～令和5年9月30日)

1.事業の概要

(1)業務について

区 分	令和5年度上半期	令和4年度上半期	増 減	伸び率
有 収 水 量	17,671,358 ^{m³}	17,891,294 ^{m³}	△ 219,936 ^{m³}	△1.23%

(2)投資的事業について

主なものは次のとおりです。

ア. 普及促進事業

公共下水道の普及促進や環境改善のため、公共下水道築造工事2件(98m)と吉城川バイパス築造工事に伴う舗装復旧工事を1件施行しました。現在、3件の公共下水道築造工事、1件の舗装復旧工事及び1件の実施設計業務委託を施行中です。

イ. 管渠改良事業

老朽化した下水道管渠による事故や機能停止を未然に防ぐため、下水道ストックマネジメント計画支援制度による国庫補助金を活用して、3件の公共下水道改築工事及び1件の管きょ改築工事に伴う管更生材料単価特別調査委託を施行しました。また、1件の公共下水道移設工事及び1件の公共下水道移設工事に伴う実施設計業務委託を施行しました。その他人孔鉄蓋布設替工事(307箇所)、2件の公共下水道改築工事、1件の公共下水道改築工事に伴う詳細設計業務委託を施行中です。

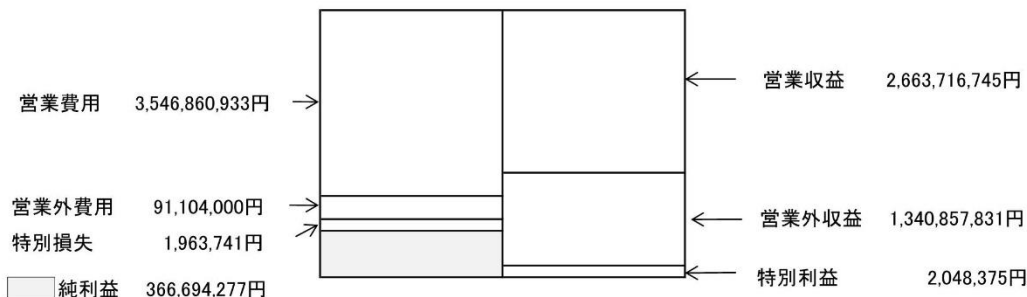
ウ. 処理場建設改良事業

老朽化した下水道処理施設の事故や機能停止を未然に防ぐため、平城浄化センター照明設備更新工事、青山清水園沈殿槽汚泥掻寄機(No. 3、No. 4)補修工事及び平城浄化センター屋上防水更新工事を施行しました。また、青山清水園受変電設備部分更新工事、平城浄化センター1系初沈No. 1、No. 4及び終沈No. 3、No. 4汚泥掻寄設備部分更新工事を施行中です。

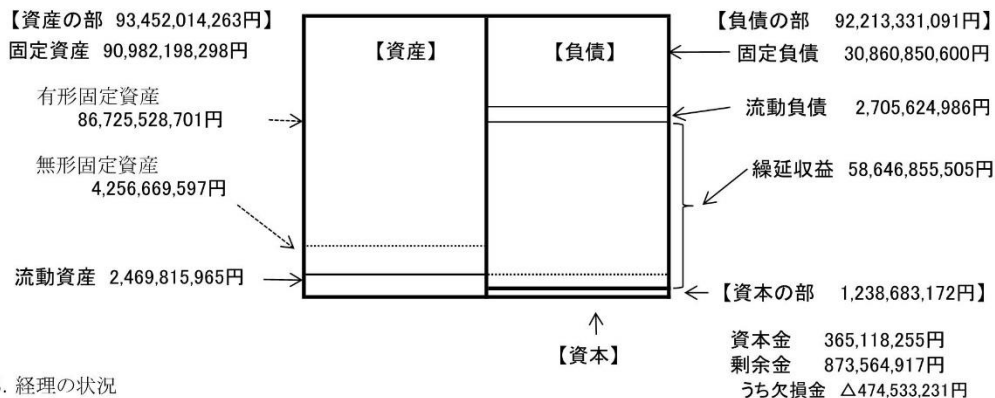
2. 財政の状況

奈良市下水道事業は、有収水量の増加が見込まれ、黒字決算となる見込みです。また、令和4年度においても純利益を計上し一部累積欠損金を解消したものの、未だ多額の累積欠損金が残っており、厳しい経営状況ではありますが、下半期においても、企業努力を重ね、計画的な建設改良事業の施行に努め、市民生活を支えるライフラインの構築と維持に努めてまいります。

(1) 損益計算書(税抜)



(2) 貸借対照表



3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市下水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業収益	8,731,000,000	4,250,599,381	4,250,599,381	4,480,400,619
1 営業収益	5,844,996,000	2,907,488,340	2,907,488,340	2,937,507,660
2 営業外収益	2,885,983,000	1,340,857,831	1,340,857,831	1,545,125,169
3 特別利益	21,000	2,253,210	2,253,210	△ 2,232,210

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業費用	8,542,000,000	3,781,374,928	3,781,374,928	4,760,625,072
1 営業費用	8,100,516,000	3,688,110,821	3,688,110,821	4,412,405,179
2 営業外費用	433,024,000	91,104,000	91,104,000	341,920,000
3 特別損失	3,460,000	2,160,107	2,160,107	1,299,893
4 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000

(イ) 資本的收入及び支出
収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	2,319,299,000	238,019,710	238,019,710	2,081,279,290
1 企業債	1,635,200,000	0	0	1,635,200,000
2 他会計補助金	449,649,000	224,824,500	224,824,500	224,824,500
3 国庫補助金及び交付金	200,820,000	0	0	200,820,000
4 県補助金	3,100,000	3,100,000	3,100,000	0
5 負担金等	30,530,000	10,095,210	10,095,210	20,434,790

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	4,466,503,000	1,971,355,594	1,971,355,594	2,495,147,406
1 建設改良費	1,224,444,000	323,112,767	323,112,767	901,331,233
2 固定資産取得費	1,218,000	191,950	191,950	1,026,050
3 企業債償還金	3,240,841,000	1,648,050,877	1,648,050,877	1,592,790,123

(2) 令和5年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	下水道事業(円)	
発行総額	74,388,000,000	
償還高	上半期償還高	1,648,050,877
	償還高累計	42,017,554,469
未償還残高	32,370,445,531	

(令和5年12月1日揭示済)

奈良市告示第519号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和5年12月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
大阪府大阪市浪速区湊町2-1-57 株式会社産業経済新聞社 メディア営業局長 神余 直行	「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金

2 指定期間

令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年12月1日揭示済)

奈良市告示第520号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年12月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

(令和5年12月1日揭示済)

奈良市告示第522号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和5年12月4日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和5年12月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190423	(介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売	合同会社訪問介護みかん	奈良県奈良市 藺生町1813番 地の26	ケアステーション みかん	奈良県奈良市 藺生町1813番 地の26

(令和5年12月4日揭示済)

奈良市告示第523号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を許可したので、同

法第104条の2第1号の規定により公示する。

令和5年12月4日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可年月日 令和5年12月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2950189106	介護老人保健施設	医療法人清和会	奈良県奈良市南紀寺町五丁目53-1	介護老人保健施設サンライフ学園前	奈良県奈良市学園大和町五丁目724-4

(令和5年12月4日揭示済)

奈良市告示第524号

奈良市建設工事等入札参加の資格等に関する要領を次のように定める。

令和5年12月5日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市建設工事等入札参加の資格等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定に基づき、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務（以下「建設工事等」という。）の委託等に係る入札又は見積りに参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、審査その他必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 奈良市税、所得税又は法人税、奈良市国民健康保険料並びに奈良市の水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であって、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 暴力団（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号。以下この号において「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
 - ③ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
 - ④ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
 (6) 次の表の左欄に掲げる建設工事等の種類に応じ、当該右欄に掲げる者であること。

建設工事	次のいずれにも該当する者 1 建設業法第3条第1項の許可を受けていること。 2 建設業法第27条の23の審査を受けていること。
建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の登録を受けており、かつ、当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の登録を受けており、かつ、当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の登録を受けており、かつ、当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の登録を受けている者
建築設計業務	次のいずれかに該当する者 1 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
その他	市長が別に定める者

(申請の期間)

第3条 入札参加資格審査の申請の期間は、次のとおりとする。

(1) 定期申請

① 市内業者（建設業法第3条第1項の本店を市内に有する者をいう。）及び準市内業者（同項の支店を市内に有する者をいう。） 令和の偶数年の市長が別に定める期間

② 市外業者（前号に掲げる者以外の者をいう。） 令和の奇数年の市長が別に定める期間

(2) 追加申請 定期申請の期間の属する年度の翌年度の市長が別に定める期間

2 市長は、前項の申請期間を定めたときは、その旨を告示するものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第4条 入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札参加資格審査申請書に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前条第1項第2号の追加申請をすることができる者は、新たに入札参加資格を受けようとする者及び入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）であって現に入札参加資格を有する建設工事等以外の建設工事又は業務の追加をしようとする者に限る。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合においては、その内容を審査し、第2条各号に掲げる入札参加資格を有していると認めたときは、当該申請者を入札参加資格者とするものとする。

4 市長は、入札参加資格審査の結果を、申請者に通知するものとする。

5 前条第1項第1号の定期申請をした者は定期申請の期間の属する年度の翌年度の4月1日から2年間、同項第2号の追加申請をした者は入札参加資格者となった日から直前の定期申請をした者の有効期間の末日までの期間、入札参加資格を有する。ただし、市長が特に必要と認める場合には、入札参加資格の有効期間を変更することができる。

(変更届)

第5条 入札参加資格審査者は、入札参加資格審査申請書又はその添付書類の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を書面により市長に届け出なければならない。

(資格の取消し)

第6条 市長は、入札参加資格者が第2条の規定に該当しなくなったとき、又は不正の手段により入札参加資格を受けたと認められるときは、入札参加資格を取り消すものとする。

(雑則)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

(令和5年12月5日掲示済)

奈良市告示第525号

奈良市建設工事等入札参加の資格等に関する要領（令和5年奈良市告示第524号）第3条第2項の規定により、入札参加資格審査の申請の期間を定めたので、次のとおり告示する。

令和5年12月5日

奈良市長 仲川 元 庸

1 定期申請及び追加申請の期間

令和6年1月4日から同月26日まで

2 競争入札参加資格の有効期間

(1) 定期申請 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 追加申請 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和5年12月5日掲示済)

奈良市告示第526号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和5年12月5日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定更新年月日 令和5年8月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950171286	株式会社 ゆい	630-8141	奈良県奈良市南京 終町二丁目 1201-14	ゆい	630-8141	奈良県奈良市南京 終町二丁目 1201-14	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和11年 7月31日

(令和5年12月5日掲示済)

奈良市告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和5年12月5日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定更新年月日 令和5年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102702	株式会社 シニア ータルサ ポート	630-8106	奈良県奈良市佐保 台西町31 番1号マ キシム平	やぐら訪 問介護	630-8106	奈良県奈良市佐保 台西町31 番1号マ キシム平	居宅介護、 重度訪問 介護、同行 援護	令和11年 10月31日

城山202
号室

城山202
号室

(令和5年12月5日掲示済)

奈良市告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和5年12月5日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和5年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100144	株式会社 ライフエール	632-0001	奈良県天理市中之庄町392-1	株式会社 ライフエール奈良店	631-0824	奈良県奈良市西大寺南町17番13号	同行援護	令和11年 9月30日
2910100151	医療法人 岡谷会	630-8325	奈良県奈良市西木辻町200番地	岡谷会ホームヘルプステーション	630-8325	奈良県奈良市西木辻町200番地	同行援護	令和11年 9月30日
2910100185	社会医療法人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号	吉田病院ホームヘルプステーション	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号	同行援護	令和11年 9月30日
2910100235	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	630-8454	奈良県奈良市杏町79番地の4	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会奈良事業所	632-0245	奈良県奈良市藺生町1922番地の8	同行援護	令和11年 9月30日
2910100284	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市杣ノ川町50-1	あおはにの家	630-2152	奈良県奈良市杣ノ川町50-1	施設入所支援 生活介護	令和11年 9月30日
2910100342	有限会社ヤマキ代務サービス	630-8341	奈良県奈良市南城戸町28番地	ライフサポート奈良	630-8141	奈良県奈良市南京終町三丁目397-2	同行援護	令和11年 9月30日
2910100409	株式会社ひまわりの会	631-0004	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号	ぼれぼれ登美ヶ丘	631-0004	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号	同行援護	令和11年 9月30日
2920100417	株式会社ひまわりの会	631-0004	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2番15	ぼれぼれ秋篠	631-0004	奈良県奈良市秋篠三和町一丁目1番	同行援護	令和11年 9月30日

			号			21号		
2910100441	株式会社 まごころ 福祉	631-0013	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526	まごころ 福祉中山 町事業所	631-0013	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526	同行援護	令和11年 9月30日
2910100482	有限会社 アイ	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目16-15	アイ訪問 介護ステーション	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目16-15	同行援護	令和11年 9月30日
2910100540	特定非営 利活動法 人自立生 活センター・サポ ート24	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1027-1若草ハイッ1F	自立生活 センター・サポ ート24	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1027-1若草ハイッ1F	同行援護	令和11年 9月30日
2910100607	有限会社 あんしん	631-0012	奈良県奈良市中山町1251番地の1	有限会社 あんしん	631-0012	奈良県奈良市中山町1251番地の1	同行援護	令和11年 9月30日
2910100631	特定非営 利活動法 人みつわ 会	630-8451	奈良県奈良市北之庄町658番地1	みつわ会 ケアセン ター	630-8451	奈良県奈良市北之庄町736-1(株)奈良事務機本館A205号	同行援護	令和11年 9月30日
2910100763	有限会社 ほのぼの	630-8344	奈良県奈良市東九条町206-25	訪問介護 ステーションほの ぼの	630-8144	奈良県奈良市東九条町125-1	同行援護	令和11年 9月30日
2910100805	社会福祉 法人青葉 仁会	630-2152	奈良県奈良市杣ノ川町50-1	水間ワー クス	630-2151	奈良県奈良市水間町3020-3	生活介護 就労継続 支援B型	令和11年 9月30日
2910100946	社会福祉 法人福寿 会	631-0811	奈良県奈良市秋篠町1567番地	ならやま 園ホーム ヘルプス テーション	631-0803	奈良県奈良市山陵町1085番地	同行援護	令和11年 9月30日
2910101027	株式会社 サンケア	631-0041	奈良県奈良市学園大和町一丁目304番地	サンケア	631-0041	奈良県奈良市学園大和町一丁目1433-3	同行援護	令和11年 9月30日
2910101183	ニコニコ カンパニ ー株式会 社	630-8031	奈良県奈良市柏木町519番19	スマイル メイク	630-8031	奈良県奈良市柏木町519番19	同行援護	令和11年 9月30日

2910101480	社会福祉 法人青葉 仁会	630-2152	奈良県奈 良市杣ノ 川町50-1	萌あおは に	630-2152	奈良県奈 良市杣ノ 川町50-1	施設入所 支援 生活介護 短期入所	令和11年 9月30日
2910102694	社会福祉 法人きき ょう会	630-8451	奈良県奈 良市北之 庄町116 番4	陽気園	630-8451	奈良県奈 良市北之 庄町116 番4	施設入所 支援 生活介護 短期入所	令和11年 9月30日

(令和5年12月5日揭示済)

奈良市告示第530号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年12月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和5年11月22日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和5年12月7日揭示済)

奈良市告示第531号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年12月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和5年11月29日
- 3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円
 原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 5 年 12 月 7 日 掲 示 済）

奈良市告示第 532 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 260 条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 12 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 名称

茗荷町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (3) 地域の防火、防災、防犯に関する事。
- (4) 道路等の補修、清掃等の区域内の環境整備に関する事。
- (5) 集会施設等の維持管理に関する事。
- (6) その他目的を達成するために必要な事。

3 区域

本会の区域は、奈良市茗荷町の区域とする。

4 事務所

本会の主たる事務所は、奈良市茗荷町 881 番地に置く。

5 代表者の氏名及び住所

会長 森岡 孝彦
奈良市茗荷町 248 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

- (1) 本会は、法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号の規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和5年12月7日

(令和5年12月7日揭示済)

奈良市告示第533号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年12月7日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年5月23日 奈良市指令整開 第22A-42号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年12月7日 第1871号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大宮町四丁目352番1及び350番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大宮町一丁目6番9-6F号

森村 好志

(令和5年12月7日揭示済)

奈良市告示第534号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年12月7日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年7月24日 奈良市指令整開 第23A-8号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年12月7日 第1872号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南永井町乙55番1、乙55番4の一部、乙55番5及び乙55番6の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市菅原町604番地の7

城坂 榮市

奈良市西九条町三丁目4番2サニーコート西九条101号

森山 幸信、森山 綾子

(令和5年12月7日揭示済)

奈良市告示第535号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和5年12月7日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日

令和5年12月7日

2 指定した道路の名称

区画道路5号線

3 指定した道路の幅員

6.0m

4 指定した道路の延長

42.8m

5 指定した道路の区域

奈良市大森西町166番2から奈良市大森西町165番4まで

(令和5年12月7日掲示済)

奈良市告示第536号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和5年12月8日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930101023	一般社団法人あおば会	636-0346	奈良県磯城郡田原本町矢部648番地の4	あくあ	630-8301	奈良県奈良市高畑町626番地の3	計画相談支援	令和11年11月30日

(令和5年12月8日掲示済)

奈良市告示第537号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和5年12月8日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100418	株式会社T'Sコーポレーション	582-0005	大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号なんばスカイオ27階 WeWork	Foster	630-8233	奈良県奈良市杉ヶ町32番2大谷第5ビル4階	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和11年11月30日

(令和5年12月8日掲示済)

奈良市告示第538号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和5年12月8日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和5年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910104195	クロスインテクノ株式会社	639-0224	奈良県香芝市別所43番地1	にじげん奈良	630-8224	奈良県奈良市角振町28ビルまあある～301号室	就労継続支援B型	令和11年11月30日
2910104203	合同会社FAMIGLIA	631-0845	奈良県奈良市宝来四丁目29番8号	ヴァーベネ	630-8306	奈良県奈良市紀寺町734コーポ吉中第2 207号室, 208号室	居宅介護、重度訪問介護、行動援助	令和11年11月30日
2910104211	合同会社Lixin	630-8144	奈良県奈良市東九条町17番1号フクダギフトビル102号室	2nd	630-8144	奈良県奈良市東九条町17番1号フクダギフトビル102号室	就労継続支援B型	令和11年11月30日
2910104229	株式会社EAGLE	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目20番26-18号	訪問介護事業所アベリア	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目20番26-18号	居宅介護、重度訪問介護	令和11年11月30日

(令和5年12月8日掲示済)

奈良市告示第539号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等を廃止したので、同法第21条の5の25第2号の規定に基づき告示する。

令和5年12月8日

奈良市長 仲川 元庸

1 廃止年月日 令和5年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950100046	株式会社ざいたく	639-1053	奈良県大和郡山市千日町51-2千日住宅18号	放課後等デイサービスドルフィン	630-8451	奈良県奈良市北之庄町41-2	放課後等デイサービス

(令和5年12月8日掲示済)

奈良市告示第540号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項に

規定する指定一般相談支援事業者を廃止したので、同法第51条の30第1項第2号の規定に基づき告示する。

令和5年12月8日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和5年4月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100942	一般社団法人 日本総合就職 支援協会	630-8126	奈良県奈良 市三条栄町 4-1	相談支援事 業所 e- station	630-8126	奈良県奈良 市三条栄町 4-1	地域移行支 援、地域定 着支援

(令和5年12月8日掲示済)

奈良市告示第541号

奈良農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、令和6年1月10日までに市に意見書を提出することができる。また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和6年1月25日までに本市にこれを申し出ることができる。

令和5年12月12日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間
令和4年12月12日から令和6年1月10日まで
- 2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市 観光経済部 農政課

(令和5年12月12日掲示済)

奈良市告示第542号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年12月12日

奈良市長 仲川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示	
帝塚山四丁目1番17号	あやめ池北一丁目10番9号
学園朝日町3番11-2号	あやめ池北一丁目10番3号
三松ヶ丘4番3号	三松ヶ丘9番20号
西大寺国見町二丁目15番26号	五条一丁目12番22号
青野町二丁目4番4号	西大寺芝町二丁目4番16号
百楽園二丁目5番5号	大宮町二丁目5番29号
帝塚山南三丁目16番20号	学園南二丁目7番14-2号
菅野台17番17号	あやめ池南六丁目1番22-室番号
西登美ヶ丘八丁目20番10号	
東登美ヶ丘六丁目12番3号	
疋田町二丁目1番46号	
六条西三丁目23番52号	
六条西三丁目23番51号	
平松一丁目27番47-2号	

五条西二丁目16番22号	
西大寺竜王町一丁目5番53号	
東登美ヶ丘二丁目15番9号	
百楽園五丁目11番1号	
学園南二丁目14番9号	

(令和5年12月12日揭示済)

奈良市告示第543号

なら工藝館について、なら工藝館条例(平成12年奈良市条例第32号)第3条の4第2項の規定に基づき、令和5年12月12日に臨時休館すること、また、令和6年1月15日に臨時開館することを承認したので、告示します。

令和5年12月12日

奈良市長 仲川元庸
(令和5年12月12日揭示済)

奈良市告示第544号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月13日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	西部第567号線	富雄北三丁目2517番5地先から 二名二丁目2540番3地先まで	前	1.5~8.3	474.3	
			後	1.5~8.3	474.3	

(令和5年12月13日揭示済)

奈良市告示第545号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和5年7月25日 奈良市指令整開 第23A-12号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和5年12月13日 第1873号
公共施設 令和5年12月13日 第941号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市平松四丁目360番1、360番3、360番21及び360番4の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町1番地の4
株式会社 八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市平松四丁目360番1、360番3、360番4、360番21の各一部
 - (2) 制御盤用地(下水道施設)
奈良市平松四丁目360番4の一部
 - (3) 下水道

奈良市平松四丁目360番1の一部

(令和5年12月13日揭示済)

奈良市告示第546号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館変更します。

令和5年12月13日

奈良市長 仲川 元 庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市観光センター	令和6年1月1日～令和6年1月3日

(令和5年12月13日揭示済)

奈良市告示第547号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年12月14日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年12月6日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和5年12月14日揭示済)

奈良市告示第548号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年12月15日

奈良市長 仲川 元 庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
大阪府大阪府中央区久太郎町二丁目1番25号JTBビル4階 株式会社JTB ふるさと開発事業部長 草刈 徹	企業版ふるさと納税寄附金

2 委託の期間
令和5年12月15日から令和6年3月31日まで
(令和5年12月15日揭示済)

奈良市告示第549号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和5年12月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
大阪府大阪府中央区久太郎町二丁目1番25号JTBビル4階 株式会社JTB ふるさと開発事業部長 草刈 徹	企業版ふるさと納税寄附金

2 指定期間

令和5年12月15日から令和6年3月31日まで

(令和5年12月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第64号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和5年12月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和5年12月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
西大寺芝町二丁目2553-11	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
秋篠町186-4	②	分流	
押熊町485-1の一部	③	分流	
窪之庄町861他	④	分流	
神殿町518-1他	⑤	分流	
鶴舞東町732他	⑥	分流	
法華寺町1361-6他	⑦	分流	
南紀寺町五丁目15-1他	⑧	分流	

位置図省略

(令和5年12月1日揭示済)

奈良市企業局告示第65号

農業集落排水事業の供用及び汚水の処理を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和5年12月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

農業集落排水の供用及び汚水の処理を開始する年月日

令和5年12月15日

汚水を排除及び汚水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
月ヶ瀬石打2413-1	N①	分流	月ヶ瀬石打1石打地区処理場

位置図省略

(令和5年12月1日揭示済)

奈良市企業局告示第66号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年12月11日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
竹川建設	竹川 和英	奈良市水間町643-1	令和5年12月7日

(令和5年12月11日揭示済)

奈良市企業局告示第67号

奈良市企業局建設工事等入札参加の資格等に関する要領を次のように定める。

令和5年12月14日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局建設工事等入札参加の資格等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定に基づき、奈良市企業局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務（以下「建設工事」という。）の委託等に係る入札又は見積りに参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、審査その他必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 奈良市税、所得税又は法人税、奈良市国民健康保険料並びに奈良市の水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であって、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 暴力団（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号。以下この号において「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
 - ③ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
 - ④ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (6) 次の表の左欄に掲げる建設工事等の種類に応じ、当該右欄に掲げる者であること。

建設工事	次のいずれにも該当する者 1 建設業法第3条第1項の許可を受けていること。 2 建設業法第27条の23の審査を受けていること。
建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の登録を受けており、かつ、当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の登録を受けており、かつ、当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の登録を受けており、かつ、当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条の登録を受けている者
建築設計業務	次のいずれかに該当する者 1 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
その他	奈良市公営企業管理者が別に定める者

(申請の期間)

第3条 入札参加資格審査の申請の期間は、次のとおりとする。

(1) 定期申請

① 市内業者（建設業法第3条第1項の本店を市内に有する者をいう。）及び準市内業者（同項の支店を市内に有する者をいう。） 令和の偶数年の奈良市公営企業管理者が別に定める期間

② 市外業者（前号に掲げる者以外の者をいう。） 令和の奇数年の奈良市公営企業管理者が別に定める期間

(2) 追加申請 定期申請の期間の属する年度の翌年度の奈良市公営企業管理者が別に定める期間

2 奈良市公営企業管理者は、前項の申請期間を定めたときは、その旨を告示するものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第4条 入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札参加資格審査申請書に別に定める書類を添えて奈良市公営企業管理者に申請しなければならない。

2 前条第1項第2号の追加申請をすることができる者は、新たに入札参加資格を受けようとする者及び入札参加資

格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）であって現に入札参加資格を有する建設工事等以外の建設工事又は業務の追加をしようとする者に限る。

3 奈良市公営企業管理者は、第1項の規定による申請があった場合においては、その内容を審査し、第2条各号に掲げる入札参加資格を有していると認めるときは、当該申請者を入札参加資格者とするものとする。

4 奈良市公営企業管理者は、入札参加資格審査の結果を、申請者に通知するものとする。

5 前条第1項第1号の定期申請をした者は定期申請の期間の属する年度の翌年度の4月1日から2年間、同項第2号の追加申請をした者は入札参加資格者となった日から直前の定期申請をした者の有効期間の末日までの期間、入札参加資格を有する。ただし、奈良市公営企業管理者が特に必要と認める場合には、入札参加資格の有効期間を変更することができる。

(変更届)

第5条 入札参加資格審査者は、入札参加資格審査申請書又はその添付書類の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を書面により奈良市公営企業管理者に届け出なければならない。

(資格の取消し)

第6条 奈良市公営企業管理者は、入札参加資格者が第2条の規定に該当しなくなったとき、又は不正の手段により入札参加資格を受けたと認められるときは、入札参加資格を取り消すものとする。

(雑則)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月14日から施行する。

(令和5年12月14日揭示済)

奈良市企業局告示第68号

奈良市企業局建設工事等入札参加の資格等に関する要領（令和5年奈良市企業局告示第67号）第3条第2項の規定により、入札参加資格審査の申請の期間を定めたので、次のとおり告示する。

令和5年12月14日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 定期申請及び追加申請の期間

令和6年1月4日から同月26日まで

2 競争入札参加資格の有効期間

(1) 定期申請 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 追加申請 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和5年12月14日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第2号

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）第54条の2第1項の規定に基づく指定催しの指定をしたので、同条第3項の規定に基づき公示します。

令和5年12月4日

奈良市消防局長 北 昌 男

催しの開催場所	奈良公園周辺
催しの名称	春日若宮おん祭お渡り式
催しの開催期間	令和5年12月17日

(令和5年12月4日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第19号

令和5年12月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和5年12月13日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和5年12月14日（木） 午前10時から

2 場 所

奈良市役所北棟 3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事案

その他報告事項

その他報告事項 (1) 奈良市立小学校におけるいじめ事象について【非公開予定】

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行いますが、当日、非公開となった案件は傍聴できません。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和5年12月13日揭示済)

奈良市教育委員会告示第20号

令和5年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和5年12月15日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和5年12月21日（木） 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告 (1) 令和6年（令和5年度）奈良市二十歳を祝う会について

議事

議案第31号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命について

議案第32号 奈良市教育委員会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和5年12月15日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第29号

令和5年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和5年12月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

50分の1の数 5,972人
6分の1の数 49,761人
3分の1の数 99,522人

(令和5年12月1日揭示済)